

第2次大野城市学校教育情報化推進計画

【令和6年度～令和10年度】

令和7年1月
大野城市教育委員会

<目次>

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1-1 本計画策定の背景と目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画期間	2
第2章 学校教育を取り巻く情報化の状況.....	3
2-1 学校情報化に関する国の動向	3
2-2 学校情報化に関する県の動向	6
2-3 本市におけるこれまでの取組	7
2-4 本市における現状と課題	9
2-4-1 教育DX推進.....	9
2-4-2 校務DXの推進.....	10
2-4-3 学校教育ネットワーク環境の整備.....	11
2-4-4 児童生徒の情報活用能力の育成.....	12
2-4-5 教員のICT活用指導力の向上.....	13
2-4-6 安心・安全にICTを活用することができる条件の整備	14
第3章 推進施策.....	15
3-1 目指す学びの姿	15
3-2 目指す学びの姿を実現するための施策	16
3-2-1 児童生徒1人1台端末の利活用.....	16
3-2-2 個別最適・協働的な学びの充実.....	17
3-2-3 学びの保障.....	20
3-2-4 教員のICT活用指導力の向上.....	21
3-2-5 情報セキュリティ・モラル教育.....	23
3-3 目指す学びの姿を実現するために必要なICT環境整備.....	25
3-3-1 教育DX推進（学習環境ICT整備事業）	25
3-3-2 ネットワーク環境整備（学校教育ICT環境運用事業）	27
3-3-3 校務DX推進（校務環境ICT整備事業）	29
3-3-4 校務支援システム（校務支援システム運用事業）	31
第4章 計画の推進体制.....	32
4-1 推進体制及び庁内連携	32
4-2 計画の進行管理	33
資料編	
1 学習場面に応じたICT活用事例	35
2 ICT支援員の業務内容	36
3 現在の校務支援システムの主な機能	37

第1章 計画策定の趣旨

1-1 本計画策定の背景と目的

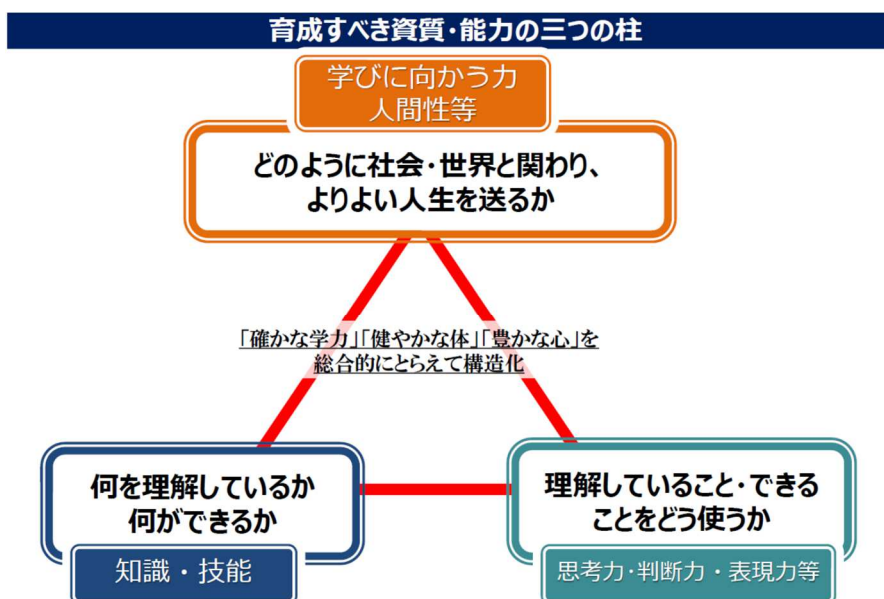
近年、急速な情報化の進展により、情報通信技術（以下「ICT」という。）の環境は、大きく変化してきています。AI（人工知能）やIoT（家電や建物など私たちの身近にあるモノがインターネットにつながる仕組み）などの技術の高度化により、時代は超スマート社会（Society5.0）を迎えています。また、各分野において、生成AIの活用も進められています。このような時代の中、子どもたちは、自ら必要な情報を選択し、これを活用する力を身に付けていかなければなりません。

本市においては、コロナ禍における学びの保障や国の「GIGAスクール構想（児童生徒1人1台端末と高速通信ネットワーク環境の一体的な整備構想）」による加速度的な学校教育の情報化により、学校教育における情報化のハード面について整備を進めてきました。

その一方で、学習指導要領において求められている資質・能力（資料1）や情報活用能力を着実に育てていくための児童生徒1人1台端末の利活用、教員の働き方改革、児童生徒が安心・安全にICTを活用できる条件の整備などの諸課題もあります。

また、これまで培ってきた児童生徒の学びの環境を維持・継続していくためには、整備したICT環境を適切に更新していく必要もあります。

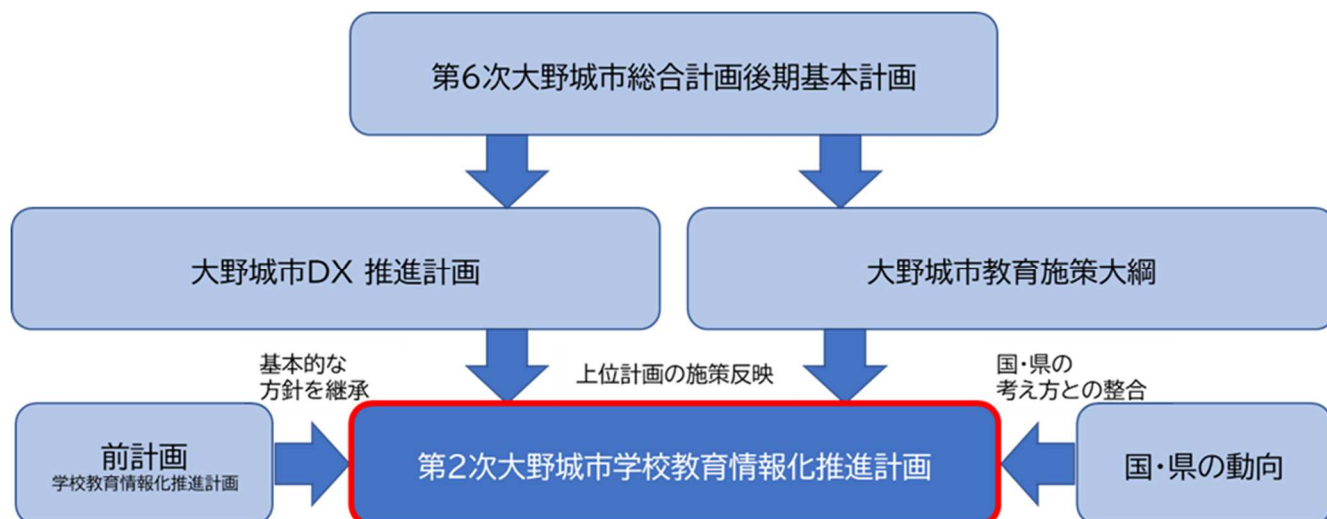
「第2次大野城市学校教育情報化推進計画」（以下「本計画」という。）は、これら学校教育におけるICTに関する諸課題を整理し、新時代を切り拓く子どもたちに必要となる資質・能力を確実に育成するために策定するものです。



資料1：学習指導要領において求められている資質・能力
(文部科学省 「平成29・30・31年改訂学習指導要領 育成すべき資質・能力の三つの柱」より)

1-2 計画の位置付け

本計画は、「第6次大野城市総合計画後期基本計画」、「大野城市DX推進計画」及び「大野城市教育施策大綱」の下位計画と位置付けます。上位計画の施策を反映し、「大野城市学校教育情報化推進計画」（以下「前計画」という。）や国・県の動向を踏まえ、本計画を策定します。



1-3 計画期間

本計画の計画期間は、第6次大野城市総合計画後期基本計画に合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間としますが、国、県及び市の動向、教育を取り巻くICT環境の変化、その他本計画の進捗状況などを見ながら随時見直しを行うこととします。

第2章 学校教育を取り巻く情報化の状況

2-1 学校情報化に関する国の動向

文部科学省が令和4年12月に公表した学校教育情報化推進計画では、超スマート社会の到来により、我が国はこれまでにない新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎えています。急速に変化する社会状況の中で、子どもたちは課題解決型学習などにより、身近な事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領において育成を目指す資質・能力（資料2）が一層求められているとした上で、今後の学校教育情報化について、以下の方針を定めています。

- ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
 - ・児童生徒が情報を主体的に捉え、何が重要かを自ら考え、情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくには、学習指導要領における資質・能力として位置付けている情報活用能力の育成が必要不可欠である。
 - ・ICTを積極的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげていくことが求められる。
 - ・情報モラルも含めた情報活用能力を育成するとともに、子どもたちにICT端末の適切な扱い方や使用のルールを指導し、保護者などと共通理解を図ることが重要である。
- 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保
 - ・ICTが積極的に活用されるためには、教員などがICTを活用して指導する力を身に付けられるようにする取組が重要である。
- ICTを活用するための環境の整備
 - ・学校におけるICTの活用を「当たり前」で「日常的」なものとできるよう、学校の教育環境を整備することが重要である。
 - ・児童生徒などの個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全にICTを活用できる基盤をつくること。
- ICT推進体制の整備と校務の改善
 - ・教員の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現するためにも、ICTの活用は大きな役割を果たし得るものであること。

なお、文部科学省では、令和5年7月に教育での生成AIの利用について「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を策定し、生成AIの教育利用の方向性や、使用における留意点などを示したほか、当該ガイドラインを踏まえ、教育活動や校務において生成AIの活用を試験的に取り組む学校を指定し、効果的な教育実践の創出を行い、知見を蓄積するよう進めています。

また、令和5年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」(資料3)においては、教育DXフロンティア戦略の推進として、GIGAスクール構想の第2期を見据え、予備機を含む児童生徒1人1台端末の計画的な更新を行うこと、また、そのための各都道府県における基金の設置とこれによる5年間の支援措置が示されました。

さらに、文部科学省は、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する全国学力・学習状況調査において、令和9年度から紙の問題冊子をすべて廃止し、タブレット端末を利用してオンラインで出題・解答する試験(CBT)に全面移行する方針を打ち出しています。

本市においては、これらの動向も注視しながら、今後の学校情報化を進めていく必要があります。

※ 国において策定していた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」(資料4)については、令和6年度までの2年間、計画期間を延長し、令和7年度の策定に向けて検討が進められています。

新学習指導要領のポイント(情報活用能力の育成・ICT活用)

○平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
○新学習指導要領を小学校は令和2年(2020年)度、中学校は令和3年(2021年)度から全面実施。高等学校は令和4年(2022年)度から学年進行で実施。

小・中・高等学校共通のポイント(総則)

- **情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け**
総則において、児童生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることを明記。【総則】
- **学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮**
総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に図ることに配慮することを明記。【総則】

小・中・高等学校別のポイント(総則及び各教科等)

- 小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得、**新たにプログラミング的思考を育成**
各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】
- 中学校においては、技術・家庭科(技術分野)において**プログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実**
『計測・制御のプログラミング』に加え、『ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング』等について学ぶ。【技術・家庭科(技術分野)】
- 高等学校においては、**情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク(情報セキュリティを含む)やデータベースの基礎等について学習**
「情報Ⅰ」に加え、選択科目「情報Ⅱ」を開設。「情報Ⅰ」において培った基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用し、あるいはコンテンツを創造する力を育成。【情報科】

資料2：学習指導要領において育成を目指す資質・能力

(文部科学省「新学習指導要領のポイント(情報活用能力の育成・ICT活用)」より)

3つの狙い

人を育み、
地域を活性化する

予算

教育DXフロンティア戦略の推進

文部科学省

- GIGAスクール構想における1人1台端末の計画的更新の支援、高等学校段階におけるデジタル人材育成のための拠点の全国的な整備を行う。
- 公教育を再生し、個別最適な学びや協働的な学びを実現することを目指す。

① 1人1台端末の着実な更新と伴走支援
(2025年度までに1人1台端末の約70%が更新時期を迎える見込み)

個別最適な学びをサポートする仕組の構築
(生成AI・デジタルコンテンツ等を活用)

- 躰きのポイントに応じた出題システム
- 子供の進捗や関心に応じた問題の作成
- 個別最適な教材提供システムの可能性の研究

**③ 高等学校段階のデジタル人材育成拠点
(DXハイスクール1,000校)の全国整備**

- ハイスペックPC、3Dプリンタ等の整備
- 教育課程内外でのデジタル教育の強化




(文部科学省提供)

関連する法令・予算

- ・ G I G Aスクール構想の端末更新に向けた基金の創設 (予算/文部科学省)
- ・ 高等学校DX加速化推進事業 (予算/文部科学省)

5

資料3：「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」
(令和5年11月2日内閣府資料より)

学校のICT環境整備に係る地方財政措置

資料2

教育のICT化に向けた環境整備計画

現行の学習指導要領において、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、学習活動において、積極的にICTを活用することが重要となっています。

このため、平成29年度に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」が策定され、**単年度1,805億円の地方財政措置**が講じられています。

なお、学校のICT環境整備を持続的・継続的に進めていくことは重要であり、GIGAスクール構想を踏まえた成果や課題について検証等を行い、新たなICT環境整備方針の策定について、令和7年度に向けて検討を進めることとしていることから、**当該計画期間を令和6年度まで2年間延長**することとしています。

計画において措置されているICT環境の水準

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**
(実物投影機は、整備実施を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア



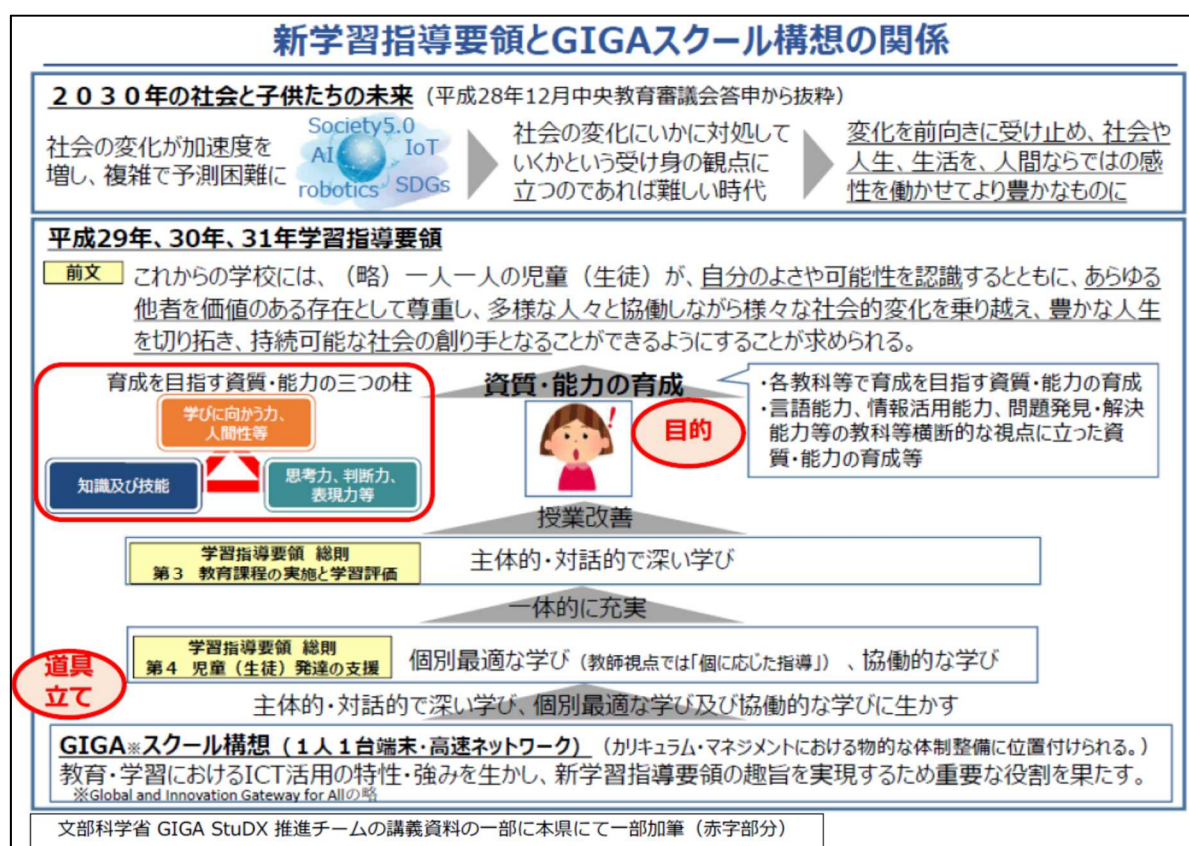
(参考) 資料4：教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）
※次期計画は令和7年度策定予定とされ、上記計画は令和6年度末まで延長

2-2 学校情報化に関する県の動向

福岡県においては、令和4年3月に「小・中学校版 福岡県学校教育ICT活用推進方針」（以下「県方針」という。）を策定し、これを翌令和5年3月22日に県の学校教育情報化推進計画と位置付けました。

県方針では、県内各市町村において、ICT活用の前提となるハード面の整備は概ね完了しており、活用推進のための基盤となるソフト面の充実も図られたとされています。

一方で、「市町村間・学校間でのICT活用水準の差」、「ICTは、それ自体が目的ではなく、学習指導要領において育成を目指す資質などのための『道具立て』となるものであること」、「児童生徒が安心・安全にICTを活用できる条件の整備」、「ICTを活用した学校における働き方改革」が課題であることも述べられており（資料5）、本市においてもこれらを認識した上で、学校ICT化に取り組んでいく必要があります。



（参考） 資料5：新学習指導要領とGIGAスクール構想の関係
（福岡県「小・中学校版 福岡県学校教育ICT活用推進方針」より）

2-3 本市におけるこれまでの取組

本市では令和2年9月に策定した前計画においては、「一斉学習（一斉指導による学び）」から、ＩＣＴを利用する「協働学習（児童生徒同士が教えあい学び合う協働的な学び）」や「個別学習（児童生徒一人一人の能力や特性に応じた学び）」へ段階的に発展させていくこととしていました。併せて、教員の働き方改革を踏まえ、表1のとおりＩＣＴ機器の維持・整備を行ってきました。

No.	主な取組	実施内容	実施年度
1	児童生徒1人1台のタブレット端末の整備	児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備 令和2年度導入、令和3年度から運用	令和2年度
2	1教室1台のタブレット端末の整備	1教室に1台のタブレット端末を整備	令和2年度 令和3年度
3	特別支援教育におけるタブレット端末の更新	特別支援学級用として各校5台整備しているタブレット端末を更新	令和3年度
4	モバイルルーターの整備	自宅などにWi-Fiなどの通信環境が整っていない家庭に貸与できるよう、モバイルルーターを整備	令和3年度
5	指導者用デジタル教科書の整備	「わかる授業」に役立つ指導者用のデジタル教科書を整備	令和2年度 令和3年度
6	充電保管庫の整備	各教室において、タブレット端末の充電・保管をするために整備	令和2年度
7	大型提示装置の整備	全普通教室への大型提示装置の整備	令和2年度 ～ 令和4年度
8	インターネット通信環境の増強	学校からインターネットに接続する光回線の増強（1ギガから10ギガに更新）	令和4年度
9	財務会計システムの活用	財務会計用パソコンを各校3台整備し、財務会計システムを利用した事務処理を実施	平成26年度
10	教職員の校務用パソコン1人1台整備	パソコンを使用する教職員（教員及び事務職員などの学校勤務者）に1人1台整備	平成26年度 平成27年度
11	ＩＣＴに関するサポート	ＩＣＴ支援員によるサポート業務を継続して実施	平成28年度
12	各種サーバーの学校外整備	サーバーは学校外（庁舎外）のセキュリティの高いデータセンターに整備	平成26年度 平成27年度
13	インターネットのセキュリティ対策	外部からの攻撃に対する、ファイアウォールやウイルス対策など多層的な防御対策	平成26年度 平成27年度
14	校内ネットワークのセキュリティ対策	教職員と児童生徒が利用するネットワークの分離及び外部接続機器の利用を制限	平成26年度 平成27年度

15	パソコンの情報漏洩対策	指定したセキュリティUSBメモリのみ使用できる仕組みを継続	平成27年度
16	学校間でのデータ共有	学校外に整備したサーバーにより、学校間のデータを共有	平成27年度
17	校務支援システムの活用	統合型校務支援システムの活用	平成27年度
18	拡大提示と実物投影ができる環境の整備	特別支援学級用として実物投影機及びプロジェクター型電子黒板を各校1台ずつ配置	平成29年度
19	勤務時間管理	県費教職員の勤務時間管理システムの導入	平成30年度

表1：本市におけるこれまでの取組

※No9以降は、前計画期間以前から継続して実施しています。

大型提示装置に制作物を提示して発表する様子



大型提示装置で動画を映しながら棒高跳びの動きを解説する様子



2-4 本市における現状と課題

前項におけるこれまでの取組に基づき、以下のとおり現状と課題を整理しました。

2-4-1 教育DX推進

(1) ICT機器に関する整備状況

学習環境における情報化は、「わかる授業」や「協働的な学習の活性化」、「情報活用能力育成」などを実施するために進めてきました。令和2年度からは、児童生徒1人1台のタブレット端末を整備、併せて普通教室への大型提示装置の整備を進めてきました。(表2)

県方針においても、福岡県内においてICT活用の前提となるハード面の整備はおおむね完了したとされています。

今後は、これら整備した機器を、児童生徒の情報活用能力育成のため、さらに有効に活用していくとともに、継続して使用していくことができるよう、適宜、整備・更新していく必要があります。

対象	本市	筑紫地区 の平均*1	県平均	国平均
児童生徒用タブレット端末 1台当たりの児童生徒数	1.0人/台	0.9人/台	0.9人/台	0.9人/台
普通教室の 大型提示装置(*2)整備率	88.4%	81.3%	89.9%	88.6%
インターネット接続率 (100Mbps以上)(*3)	100.0%	100.0%	96.5%	99.6%
インターネット接続率 (1Gbps)	100.0%	98.2%	—	66.3%

表2：学習環境におけるICT機器の整備状況（令和4年度）

（文部科学省「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より）

*1：筑紫地区の平均…上記調査結果における筑紫地区内各市の数値の平均値。

*2：大型提示装置…上記調査においては、プロジェクター、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう。

なお、本市においては、上記調査実施後の令和4年度末に、普通教室への大型提示装置の整備を完了している。

*3：インターネット接続率（100Mbps以上）…通信速度が100Mbps以上のインターネット回線を整備している学校の割合

2 - 4 - 2 校務DXの推進

(1) ICT機器に関する整備状況

本市では、平成26年度から教職員が、職員室で使用する校務用パソコンの1人1台整備を進めてきました。また、各校に整備していた校務用のサーバーをクラウド化し、学校間及び学校と教育委員会間のネットワークを整備することで、学校相互及び学校・教育委員会間での情報共有を図り、教職員の校務環境の充実に向けた情報基盤を整えてきました。なお、学校における財務会計は、市役所の財務会計システムと接続して、市役所と同様の事務処理ができるようにしています。

今後も引き続き校務を円滑かつ効率的に遂行できる環境を維持していくことに加え、自然災害やコンピューターウイルス感染などの対策のため、場所を問わず、校務が行える環境を整えておくことが必要となります。

(2) 校務支援システムの活用に関する状況

本市では、平成27年度から統合型校務支援システム（以下「校務支援システム」という。）を導入し、成績処理や各種帳票作成の効率化、児童生徒の個人情報保護への対策を強化してきました。また、グループウェア機能により、教育委員会と学校間における円滑な文書連絡なども実施可能です。

令和5年度のアンケート調査では、校務支援システムにより事務軽減できていると感じる教職員の割合（表3）は、全体の89.0%となっています。今後も校務支援システムを継続的に活用し、教職員の事務をより効率化していく必要があります。

なお、教職員の多くは筑紫地区の5市間を異動しますが、令和7年度から校務支援システムが県内で共同化され、筑紫地区5市の全てで、同じ校務支援システムを導入する予定となっており、事務処理や情報共有手段の統一化によるさらなる事務負担軽減が期待されます。

※令和5年10月、ふくおか電子自治体共同運営協議会において、現在本市で使用中の校務支援システムと同じシステムでの県内共同化が決定し、令和7年4月より運用開始予定となっています。

校務支援システムにより事務軽減できていると感じるか	管理職	管理職以外	全体
感じる・やや感じる	100%	88.2%	89.0%
あまり感じない・感じない	0%	11.8%	11.0%

表3：校務支援システムにより事務軽減できていると感じる教職員の割合

（令和5年度本市教職員アンケート調査結果より）

2 - 4 - 3 学校教育ネットワーク環境の整備

(1) 校内ネットワークなどのインフラ環境整備状況

授業や校務において、ＩＣＴ機器を効果的に活用するには、活用状況に見合った校内ネットワークや超高速インターネット接続など、学習環境及び校務環境で共通したインフラ環境整備が必要です。本市においては、校舎内であればどこでも通信ができる無線ＬＡＮ環境を整備しています。さらに、学校と外部インターネットをつなぐための環境についても令和４年度に増強するなど、多台数のタブレット端末を同時にインターネット接続しても支障がないよう、ネットワーク環境の整備を行いました。

引き続き、ＩＣＴ機器を安定して使用していくことができるよう、適宜、ネットワーク環境を整備・更新していく必要があります。

(2) ＩＣＴを活用した教育活動の支援

地域や社会に開かれた学校を実現するため、平成27年度に地域や保護者などに発信する「学校ホームページ」を更新し、より情報を発信しやすい環境の整備を進めてきました。

「学校ホームページ」は、地区コミュニティをはじめとする地域住民や市への転入を希望する方が学校を知る第一歩となるものです。今後も情報の発信を継続して推進していくため、掲載内容の充実を図る必要があります。

2 - 4 - 4 児童生徒の情報活用能力の育成

本市では令和2年度に児童1人1台のタブレット端末を整備し、令和3年度からその運用を開始しており、学習などにおいてタブレット端末を活用することで、学習意欲が増していると児童生徒・教員の90%以上がそれぞれ実感しています。

また、タブレット端末から画像や動画などを映し出すなど、大型提示装置を活用した授業が行われており、令和5年度に実施したアンケート調査（表4）によると、半数以上の教員が週3日以上、教室で授業の際に大型提示装置を活用しています。

現時点では教員により活用頻度に差があるなどの課題がありますが、好事例の共有や実践研修などで課題解決を図り、ICTを活用したわかりやすい授業の実現につなげていく必要があります。

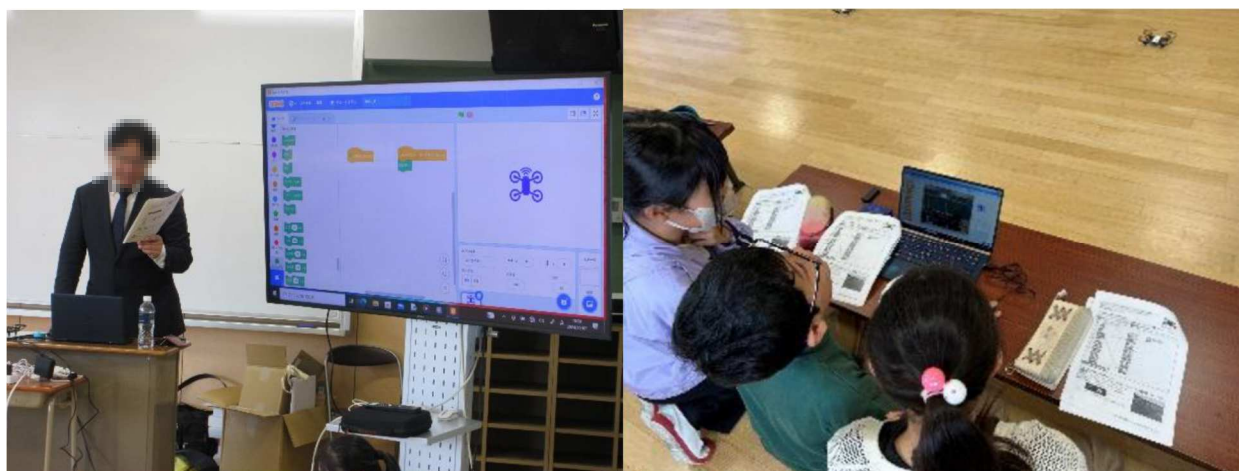
また、感染症による学級閉鎖など授業時数が限られた場合に限り、自宅など、学校以外の場におけるタブレット端末の活用をしていましたが、児童生徒の情報活用能力の育成のため、平時からの学校以外の場におけるタブレット端末活用について推進していく必要があります。

不 使 用 5.8 %	年 1回 以上 2.5 %	学期に 1回以上 10.9%	月に 1回以上 12.0%	週に 1回以上 15.6%	週に 3回以上 15.6%	ほぼ毎日 37.5%
46.9%					53.1%	

表4：大型提示装置の活用割合（令和5年度）

（本市令和5年度本市教職員アンケート調査結果より）

ドローンを使ったプログラミング授業の様子



2 - 4 - 5 教員の I C T 活用指導力の向上

(1) 教員の I C T 活用指導力の状況

I C T を活用した授業実践において、積極的に活用する段階から、効果的に活用する段階に変わってきていますが、本市では、効果的に I C T を活用する教員が増えてきています。

しかし、文部科学省が実施した「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の結果（表5）によると、本市教員全体の I C T 活用指導力は、全国・県平均を下回っている状況です。

（単位：％）

教員の I C T 活用 指導力調査項目	本市平均			県平均		全国平均	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教材研究・指導の準備・ 評価・校務などに I C T を活用する能力	84.5	84.2	84.1	84.5	85.9	87.5	88.5
授業に I C T を活用し て指導する能力	67.2	73.2	74.5	70.6	75.1	75.3	78.1
児童生徒の I C T 活用 を指導する能力	69.5	73.7	71.4	72.2	75.8	77.3	79.6
情報活用の基盤となる 知識や態度について指 導する能力	81.3	81.0	80.6	84.5	77.0	86.0	86.9

表5：上記各調査項目において「できる」「ややできる」と回答した者の割合

（文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」より）

(2) I C T 支援員の派遣

本市では、授業におけるタブレット端末を含む I C T 活用の専門知識を持った I C T 支援員を各学校に月2回派遣し、I C T を活用した授業の支援などを行うことで、教員がタブレット端末を活用した授業を実践できる環境づくりを支援しています。今後も支援員・学校・教育委員会が連携して、支援内容の充実を図り、I C T を活用して指導する能力の向上を図っていく必要があります。

2 - 4 - 6 安心・安全にＩＣＴを活用することができる条件の整備

(1) 情報セキュリティ

本市においては、校務支援システムや校務用サーバーをセキュリティが確保されたデータセンターに集約することに併せて、以下の対応を行いました。これにより、児童生徒の成績や指導の記録、進路、住所記録などセキュリティが確保されるべき情報が保管されている場所に対して、適切な情報セキュリティ対策を講じています。

- 教職員が使用する校務ネットワークと児童生徒用ネットワークの分離
- パソコンやＵＳＢメモリなど、許可された機器以外のネットワーク接続制限
- 外部インターネットからの攻撃防止や不正なサイトへのアクセス防止措置
- 教職員が自宅での業務を安全に実施できるよう、リモート接続環境を整備

また、本市が定める「大野城市立小中学校情報セキュリティポリシー」（以下「市小中セキュリティポリシー」という。）と「情報セキュリティ実施基準」を遵守し、適切に管理・運用できるよう教職員への周知・徹底を図っています。

文部科学省が令和３年５月に改訂した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、ＧＩＧＡスクール構想により、児童生徒１人１台端末及び高速通信環境を一体としたＩＣＴ環境の急速な整備が進められたことから、これらの端末を活用するために必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成などの課題に対応するほか、教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させる必要があることが記載されています。

急速に進められたＩＣＴ化に対し、そのリスクの増大を踏まえた上で、児童生徒の個人情報が漏洩せず、安心して快適なＩＣＴを活用した教育活動を推進していくために、当該ガイドラインを踏まえた市小中セキュリティポリシーの改訂などの対応が必要です。

(2) 情報モラル

学校教育のＩＣＴ化とともに社会的にもＩＣＴ化が進む中で、国の調査によると、６歳から１２歳までの青少年の８６．２％がインターネットを利用している状況であり、児童生徒がＳＮＳなどを通じてトラブルに巻き込まれるリスクや、インターネット上の差別的な表現などに触れるリスクが増加しています。

また、昨今その利用が拡大化されている生成ＡＩについては、生成されたデータによる著作権の侵害や、生成物に虚偽が含まれている場合があるなど、さまざまなリスクに注意しなければなりません。

本市では、各学校において、教職員や外部講師が児童生徒にモラル教育を実施していましたが、十分に実施できているとは言い難い状況でした。今後は計画的に児童生徒及び教職員に対してモラル教育を実施していく必要があります。

第3章 推進施策

3-1 目指す学びの姿

本計画の上位計画である大野城市教育施策大綱では、新たな時代に必要となる資質・能力を育成することができるように、学校教育環境の整備をさらに進めていくことを、今後の方向性として定めています。

新たな時代に必要となる資質・能力を育成していくためには、新たなICT環境や先端技術を最大限活用することにより基礎的・基本的な知識や技能・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などの学習の基盤となる資質・能力の確実な育成が必要となります。

また、児童生徒一人一人の興味関心などに応じてその意欲を高め、やりたいことを深められる個別最適な学びと、学校ならではの児童生徒同士の学び合いや、協働して主体的に課題を解決しようとする協働的な学びを、より高いレベルで効果的に実現できる教育環境を整備していく必要があります。

目指す学びの姿

授業の姿

全ての子どもの可能性を引き出す
「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

児童生徒の姿

ICTの特性を理解し、さまざまな学習の場面で児童生徒が、主体的にICT機器を文房具と同様に日常的に活用している

教員の姿

新たなICT環境や先進技術を、これまでの授業実践と最適に組み合わせることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をすすめていくことができる

3-2 目指す学びの姿を実現するための施策

3-2-1 児童生徒1人1台端末の利活用

タブレット端末を使って児童生徒が自分の考えをまとめ、クラスメイトとリアルタイムで考えが共有できる学習支援ソフトや、児童生徒一人一人の理解度に合わせた学習が可能なデジタルドリルを利用するなど、多種多様なデジタルコンテンツを日常的に活用することで、タブレット端末を文房具のように日常的に活用する学びの道具のひとつとして定着させます。

デジタルドリルなど、タブレット端末を活用した家庭学習は有効であるため、持ち帰り上のルールを整備し、タブレット端末の持ち帰りを推進していきます。なお、家庭でのタブレット端末の使用は、児童生徒の健康面にも配慮するものとします。

【施策内容】

施策	児童生徒1人1台端末の利活用				
主な内容	・学習支援ソフトやデジタル教科書、デジタルドリルなどの日常的な活用 ・ICT機器を活用した家庭学習の実施（タブレット端末の持ち帰り） ・1人1台の児童生徒用・指導者用タブレット端末の更新 ・十分なタブレット端末の予備機確保				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
学習支援ソフトなどの活用					KPI①: 100%
端末持ち帰り					
タブレット端末の更新	タブレット端末導入4年目	導入5年目	KPI③: 100%		
十分な予備機確保					KPI④: 100%

【KPI（達成指標）】

No	項目	現状値（R5）	目標値	達成目標年度
①	デジタル教科書及びデジタルドリルの活用が全教科で定着している	—	100%	令和10年度
②	タブレット端末を週3回以上活用している児童生徒の割合	小：67.0% 中：87.9%	100%	令和8年度
③	タブレット端末の更新台数割合	0%	100%	令和8年度
④	常時タブレット端末活用ができる十分な予備機(15%)確保の割合	0%	100%	令和8年度

※小学校低学年はタブレット端末の持ち帰りをせずに、紙ドリルでの学習を行うことも多数あることから、KPI②の調査対象学年は、小学校高学年以上とする。

3 - 2 - 2 個別最適・協働的な学びの充実

(1) 個別最適な学びに係るタブレット端末の活用

児童生徒は、一人一人の特性や、学習進度、学習到達度などに応じ、指導方法や学習時間などの柔軟な対応が必要となります。また、興味・関心などに応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組むことができる環境を整える必要があります。

1人1台の児童生徒用タブレット端末の整備は、各人が同時に別々の内容を学習でき、かつ、学習履歴を自動的に記録することができます。これにより、児童生徒一人一人の理解度や資質に応じた指導が可能になります。

本計画期間では、「協働的な学び」と併せて、次項の活用例に記載の個別学習についても配慮し、児童生徒の主体的な活動を進めることができるよう推進していきます。

個別学習における学習活動と児童生徒用タブレット端末の活用例

	学習活動	活用例とその効果
1	調査や探求的活動	- インターネットを活用した情報収集 - 写真や動画で記録し、その振り返りを個人のペースで実施できる
2	個に応じた活動	一人一人の習熟度に応じた学習コンテンツを活用して理解を深めることができる
3	表現・制作	写真、音声、動画などのマルチメディアを活用して、多様な表現の資料や作品を制作することができる
4	思考を深める活動	シミュレーションやデジタル教材を用いて、個人のペースで考えの整理や思考を深めることができる

学習到達度に応じてデジタルドリルに取り組む様子



(2) 協働的な学びに係るタブレット端末の活用

複数人のグループによる協働学習では、児童生徒の意見発表、児童生徒同士による意見交換など、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重することで自らの考えを広げることができます。また、ICTを利用して空間的・時間的制約を緩和することによって、遠隔地の専門家とつないだ授業や他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習活動も可能になります。

本計画期間では、「個別最適な学び」と併せて、下表の活用例に記載の協働学習についても配慮し、児童生徒の思考力、判断力、表現力を育成することができるよう推進していきます。

協働学習における学習活動と児童生徒用タブレット端末の活用例

	学習活動	活用例とその効果
1	複数の意見・考え方を議論する	児童生徒それぞれの意見をデータで集約し、提示することで、お互いの感性や考え方などに触れ、刺激し合うことができる
2	グループや学級全体での発表	- グループで作成・編集などを行う活動ができる - 図や動画などを活用した発表資料を作ることによって表現の幅を広げることができる - タブレット端末上で分類や整理を行うことで、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動が容易にできる
3	学校外との交流授業	オンライン会議を活用して遠隔地の専門家や校外の児童生徒と交流することができる

(3) 大型提示装置の活用

本市では、令和4年度に普通教室の全教室への大型提示装置の整備を完了しました。大型提示装置は、教員による教材の提示（画像の拡大表示、音声・動画の出力）だけではなく、グループや学級全体での発表や話し合いに使用するなど、協働的な学びに活用することが可能な機器です。

また、GIGAスクール構想により急速に進められた教育のICT化において、大型提示装置は、これまでの学習で使用している黒板やチョークの役割を補てん・拡張する道具としての活用という点において、ICT機器の扱いを苦手とする教員にとって、ICT活用のきっかけとして使用することも可能であるといえます。

なお、大型提示装置に提示するものとして指導者用デジタル教科書がありますが、これは、教科書の内容だけでなく関連する図や画像、動画などの教材も含まれていることから、教科書に沿った授業を今までよりも、わかりやすく、充実させること

ができます。

大型提示装置は前計画期間中からその活用の促進に取り組んでいるところですが、学級数の増加時の整備や、活用の好事例の共有などにより、全普通教室に整備された大型提示装置のさらなる活用促進を行い、協働的な学びの実践を進めていきます。

【施策内容】

施策	個別最適・協働的な学びの充実				
主な内容	・個別最適な学びに係るタブレット端末の活用促進 ・協働的な学びに係るタブレット端末の活用促進 ・大型提示装置の活用促進				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
個別最適な学びの充実 協働的な学びの充実 大型提示装置の活用促進					
			K P I ⑤ 100% K P I ⑥ 100%		
					
			K P I ⑦ 100%		
					
			K P I ⑧ 100%		

【K P I（達成指標）】

No	項目	現状値	目標値	達成目標年度
⑤	児童生徒がI C T機器を「理解度などに応じて課題に取り組む場面」で週3回以上活用する学校	—	100%	令和8年度
⑥	児童生徒がI C T機器を「調べる場面」で週3回以上活用する学校	—	100%	令和8年度
⑦	I C T機器を「教職員などやりとりする場面」で週3回以上活用する学校	—	100%	令和8年度
⑧	児童生徒がI C T機器を「発表・表現する場面」で週3回以上活用する学校	—	100%	令和8年度

※令和5年度の調査では、タブレット端末を週3回以上活用している児童生徒の割合が、小学生67.0%、中学生87.9%であった。

※国の評価方法と同様に、調査対象学年（小学校6年生、中学校3年生）の児童生徒に対してどの程度使用させているかを確認する。

3 - 2 - 3 学びの保障

本市では、ＩＣＴ機器を活用した不登校児童生徒や入院などにより欠席する児童生徒への学習支援として、タブレット端末の持ち帰りを行っているほか、自宅にインターネット環境がない場合に、必要に応じて、モバイルルーターの貸出しを行う取組を実施しています。

また、不登校児童生徒への授業のオンライン配信を実施しており、令和５年度からは、「大野城市不登校児童生徒オンライン学習支援事業(オンラインCOMPASS)」を実施し、不登校の子どもたちの新たな居場所の一つとなるよう、ＩＣＴを活用した支援を行っています。

日本語を母国語としないなどで日本語支援が必要な児童生徒への支援として、日本語支援ボランティアの派遣などの人的支援に加えて、タブレット端末での翻訳サービス活用や翻訳機の貸出しなど、ＩＣＴを活用した支援を行っています。

今後もＩＣＴを活用し、不登校児童生徒など、配慮が必要な児童生徒への学習支援を実施していくこととします。

【施策内容】

施策	学びの保障				
主な内容	・不登校などで欠席する児童生徒へのＩＣＴ機器を活用した学習支援 ・日本語支援が必要な児童生徒へのＩＣＴを活用した学習支援 ・ＩＣＴを活用した不登校児童生徒の居場所づくり				
スケジュール	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
ＩＣＴを活用した学習支援			KPI⑨ 100% KPI⑩ 100%		
居場所づくり			KPI⑪ 100%		

【KPI（達成指標）】

No	項目	現状値	目標値	達成目標年度
⑨	障がいや病気など、特別な支援を要する児童生徒にＩＣＴ機器を活用した支援を実施している学校の割合	—	100%	令和８年度
⑩	日本語を母国語としない児童生徒などに対する支援にＩＣＴ機器を活用している学校の割合	—	100%	令和８年度
⑪	ＩＣＴ機器を活用した授業への参加・視聴の機会を提供している学校の割合	—	100%	令和８年度

3 - 2 - 4 教員の I C T 活用指導力の向上

(1) 研修の充実

I C T が積極的に活用されるためには、教員が I C T 活用指導力を身に付けられるようにする取組が重要となります。

本市では、各学校から選任された I C T 教育担当者を対象とした研修会、I C T 活用を苦手とする教員を対象とした研修会、本市赴任初年度の教員対象で校務支援システムの活用を図る研修会、タブレット端末を活用した授業の参観やモデル事例の紹介などを通して、指導力の向上に努めているほか、各学校では I C T 教育担当者が中心となって、教員への研修や授業実践を行い、校内全体のタブレット端末を活用した指導力の底上げを進めていますが、今後もこのような研修などを通して教育委員会が中心となり、組織的に教員の I C T 活用指導力の向上を図っていきます。

また、県では、I C T 活用に苦手意識のある教員、各学校の中核や市のリーダーとなる教員、管理職などに対し、スキルや役割に応じた複層的な研修がなされており、このような研修の機会もいかし、教員の I C T 活用指導力の向上を図っていきます。

そのほか、教育委員会では、市内各小中学校の I C T を活用した好実践事例を I C T 活用事例集として冊子に取りまとめ、各学校に配付していますが、その内容の充実を図るなど、I C T 活用に係る好実践事例の共有も進め、教員の I C T 活用指導力の向上を図っていきます。

(2) 調査・研究成果やデジタル教材などの共有

教員個人が所有している調査・研究成果やデジタル教材などについては、校務支援システムを含む情報共有環境に蓄積し、教員や学校間で共有できるようにしていますが、今後もこれを継続し、さらに全ての教員が活発に情報共有・情報交換できる環境を整えることで、I C T を活用した「わかる授業」がより高度に実践できるように取り組んでいきます。

(3) I C T 支援員の派遣

文部科学省が示した「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 年計画（2018～2022 年度）」では、4 校に 1 人の I C T 支援員配置を目標水準としています。

本市においては、平成 28 年度から I C T 支援員を派遣しています。現在、各学校への訪問回数は、月 2 回/校となっており、国の目標水準を上回っています。しかし、「教員の I C T 活用指導力」が全国平均以下である点、今後も学習における I C T 活用の重要性が増してくる点を踏まえると、訪問回数を増加させることが望ましい

と言えます。

今後は、ＩＣＴ支援員の派遣について、訪問回数を増加させるとともに、毎月、教育委員会とＩＣＴ支援員により実施している定例会などを通して、有効であった支援事例の共有や、具体的な授業支援メニューの充実を図ることで、教員がＩＣＴを活用した授業を実践したくなる環境づくりを進めるなど、さらなるＩＣＴ活用指導力の向上を図っていくこととします。

【施策内容】

施策		教員のＩＣＴ活用指導力の向上				
主な内容		・研修の充実化 ・ＩＣＴ支援員の派遣回数の見直し ・調査・研究成果やデジタル教材などの共有				
スケジュール		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
	ＩＣＴ活用指導力研修	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年１回以上
			KPI⑫：100%			
	ＩＣＴ支援員の派遣	１校 月２回			１校 月３回	
				KPI⑬：90%		KPI⑬：100%
	デジタル教材などの共有					
				KPI⑭：90%		KPI⑭：100%

【ＫＰＩ（達成指標）】

No	項目	現状値（Ｒ５）	目標値	達成目標年度
⑫	当該年度にＩＣＴ研修を受講する教員の割合	68.6%	100%	令和７年度
⑬	児童生徒のＩＣＴ活用を指導することが「できる」「ややできる」と回答した教員の割合	71.4%	90% 100%	令和８年度 令和１０年度
⑭	授業にＩＣＴを活用して指導することが「できる」「ややできる」と回答した教員の割合	74.5%	90% 100%	令和８年度 令和１０年度

※全国平均：79.6%（児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力）

全国平均：78.1%（授業にＩＣＴを活用して指導する能力）

（令和４年度 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」）

3 - 2 - 5 情報セキュリティ・モラル教育

(1) 教職員への情報セキュリティ・モラルに関する研修

市小中セキュリティポリシーについては、個人情報の重要性を踏まえ、その内容を簡潔にまとめ、教育委員会及び教職員の理解が深まるよう工夫するとともに、教職員に対する研修を実施しているところです。今後も、各校のＩＣＴ担当の教職員や情報セキュリティに対する一層の理解が求められる教職員に対し、毎年度１回、わかりやすく具体的な研修を実施するとともに、当該教職員から各校の教職員に説明や研修を行うことにより、教職員のさらなる情報セキュリティ・モラル意識の向上を図ります。

(2) 児童生徒への情報セキュリティ・モラルに関する教育

学校教育のＩＣＴ化とともに、児童生徒がインターネットやＳＮＳ上の不適切な表現などに触れる機会が増加しています。また、昨今その利用が拡大している生成ＡＩについては、生成されたデータによる著作権の侵害や、生成物に虚偽が含まれている場合があるなど、さまざまなリスクに注意しなければなりません。

これらのことから、児童生徒が情報モラルを身に付け、さまざまな情報の真偽を自ら判断し、適切に行動することで、インターネット上のトラブルを未然に防ぐことが重要です。

そのために、教職員においては、自らの情報モラルを高めつつ、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題などについて認識し、児童生徒に対して適切に指導をできるようになることが求められています。今後は教職員に対し、ＩＣＴ支援員などの専門家による情報モラルに関する研修を実施するとともに、毎年度、児童生徒に対し、情報モラルに関する指導・教育を実施していかなければなりません。

また、インターネットが学校においてのみ使用されるのではないことを踏まえると、児童生徒の情報モラルについては、タブレット端末の持ち帰りのルールの周知などと併せて、定期的に情報モラルの啓発を行うなど、家庭と連携した情報モラル教育の充実にも努める必要があります。

【施策内容】

施策	情報セキュリティ・モラル教育				
主な内容	・教職員への情報セキュリティ・モラル意識向上研修 ・教職員への情報セキュリティ・モラル指導力向上研修 ・児童生徒への情報セキュリティ・モラル教育				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
教職員への研修	年1回以上 →	年1回以上 → K P I ⑮ : 100%	年1回以上 →	年1回以上 →	年1回以上 →
児童生徒への教育	年1回以上 →	年1回以上 → K P I ⑯ : 100%	年1回以上 →	年1回以上 →	年1回以上 → K P I ⑰ : 100%

【K P I（達成指標）】

No	項目	現状値（R5）	目標値	達成目標年度
⑮	年1回以上、情報セキュリティ・モラル研修を受講した教職員の割合	91.1%	100%	令和7年度
⑯	年1回以上、児童生徒へ情報セキュリティ・モラル研修を実施した教職員の割合	68.7%	100%	令和7年度
⑰	児童生徒へ情報セキュリティ・モラルの指導が「できる」「ややできる」と回答した教職員の割合	80.6%	100%	令和10年度

3-3 目指す学びの姿を実現するために必要な I C T 環境整備

3 - 3 - 1 教育 D X 推進（学習環境 I C T 整備事業）

今後も、目指す学びの姿の実現のため、これまで整備してきた I C T 機器を計画的に更新していくとともに、学級数の増加にも対応していきます。

（1）整備台数基準

I C T 機器	整備台数
大型提示装置	各普通教室に 1 台 特別教室は各校 4 台（小学校）、各校 6 台（中学校）
指導者用タブレット端末	各教員に 1 台（授業を受け持たない教員を除く）
指導者用デジタル教科書	全教科に 1 ライセンス
児童生徒用タブレット端末	全児童生徒に 1 台
充電保管庫	各普通教室に 1 式

（2）児童生徒用タブレット端末の更新計画

タブレット端末の日常的な活用を推進する上で、バッテリーの劣化には十分に気を配る必要があります。現行端末のバッテリー劣化状況と、今後の使用頻度を踏まえると、令和 7 年度（導入 5 年目）には約 85%の端末、翌令和 8 年度には、残り全ての端末で学習に支障をきたすと予測しているため、令和 7～8 年度にかけて、全てのタブレット端末の更新が必要です。また、タブレット端末の故障時には早急な対応が必要となりますが、修理などで児童生徒の学びを止めないためにも、修理期間中の代替機として利用できる十分な台数の予備機を整備しておくことが国から求められています。なお、故障などによって 5 年間で 1,400 台以上の予備機が必要となると予測していますが、引き続き児童生徒には貸与品であるタブレット端末を、大切に扱うように指導し、故障台数の削減に努めます。

これらを踏まえ、本市では以下表のとおり、補助金などを最大限活用し、タブレット端末を更新します。なお、旧タブレット端末の中で利用可能な端末については、授業配信用端末や図書検索端末などとして、有効活用します。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
児童生徒数	9,488	9,465	9,448	9,349	9,243
更新台数	0	8,045	1,420	0	0
予備機台数	0	473	946	0	0
累積更新率	0%	85%	100%	100%	100%
予備機整備率	0%	6.7%	15%	15%	15%

※令和 7 年度以降の児童生徒数は推計値。累積更新率、予備機整備率は、令和 7 年度の児童生徒数を基に算出。

(3) 整備・更新計画

I C T 機器		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	5 年合計
児童生徒用 タブレット 端末	小中学校		令和2年度 導入分更新 + 予備機 (8,518台)	令和2年度 導入分更新 + 予備機 (2,366台)			
	経費		537百万円	150百万円			687百万円
教員用 タブレット 端末	小中学校	—	令和2年度 導入分更新 (465台)	令和2年度 導入分更新 (81台)			
	経費		30百万円	6百万円			36百万円
指導者用 デジタル 教科書	小学校	全校整備 (教科書改訂)					全校整備 (教科書改訂)
	中学校		全校整備 (教科書改訂)				
	経費	14百万円	2百万円			14百万円	30百万円
タブレット 修繕	小中学校	保険加入	予備機で対応 軽微な修繕のみ				
	経費	23百万円	3百万円	2百万円	2百万円	2百万円	32百万円
タブレット 廃棄	小中学校	廃棄 修理不可分 (約390台分)	廃棄 入替分 (約9,000台分)	廃棄 入替分 (約1,800台分)	廃棄 修理不可分 (約390台分)	廃棄 修理不可分 (約390台分)	
	経費	1百万円	3百万円	1百万円	1百万円	1百万円	7百万円
大型提示装置	小中学校	増級分整備 (10台)	増級分整備 (8台)	増級分整備 (12台)	増級分整備 (10台)	令和2年度 導入分更新 (96台)	
	経費	6百万円	5百万円	7百万円	7百万円	64百万円	89百万円
充電保管庫	小中学校	増級分 (9台)	増級分 (7台)	増級分 (7台)	増級分 (7台)	増級分 (7台)	
	経費	4百万円	3百万円	3百万円	3百万円	3百万円	16百万円
教育用データ センター	小中学校	延長		(校務データ センターへ統 合)			
	経費	12百万円	15百万円				27百万円
I C T サポート	小中学校	回数見直し 月2回	回数見直し 月3回	契約更新 月3回	月3回	月3回	
	経費	14百万円	19百万円	23百万円	23百万円	23百万円	102百万円
モバイル ルータ	小中学校	貸出用 (100台)	貸出用 (120台)	貸出用 (120台)	貸出用 (120台)	貸出用 (120台)	
	経費	3百万円	3百万円	3百万円	3百万円	3百万円	15百万円
フィルタリ ングライ センス 更新	小中学校		5年ライ センス 更新				
	経費		19百万円				19百万円
経費 計	一般財源	77百万円	327百万円	109百万円	39百万円	110百万円	662百万円
	補助金		312百万円	86百万円			398百万円
	小計	77百万円	639百万円	195百万円	39百万円	110百万円	1,060百万円

3 - 3 - 2 ネットワーク環境整備（学校教育 I C T 環境運用事業）

本市では、各教室に無線ネットワーク機器を整備し、文部科学省の「学校のネットワーク改善ガイドブック」で示されているインターネット回線推奨帯域(表6)を全校で満たすなど、ネットワーク環境整備が完了しています。今後も、必要な機器の更新を行い、ネットワーク環境を維持していきます。

児童生徒数	推奨帯域 (Download)	児童生徒数	推奨帯域 (Download)
12 人	22 Mbps	525 人	511 Mbps
30 人	54 Mbps	560 人	525 Mbps
60 人	108 Mbps	595 人	538 Mbps
90 人	161 Mbps	630 人	553 Mbps
120 人	216 Mbps	665 人	566 Mbps
150 人	270 Mbps	700 人	580 Mbps
180 人	323 Mbps	735 人	594 Mbps
210 人	377 Mbps	770 人	607 Mbps
245 人	395 Mbps	805 人	621 Mbps
280 人	408 Mbps	840 人	633 Mbps
315 人	422 Mbps	875 人	647 Mbps
350 人	437 Mbps	910 人	660 Mbps
385 人	453 Mbps	945 人	673 Mbps
420 人	468 Mbps	980 人	686 Mbps
455 人	482 Mbps	1,015 人	698 Mbps
490 人	496 Mbps	1,050 人	711 Mbps

表6：学校規模ごとのインターネット回線推奨帯域

学校のネットワーク改善ガイドブック(令和6年4月)より抜粋

(1) 整備基準

I C T 機器	整備基準
大容量インターネット回線	推奨帯域を満たす回線の整備
校内ネットワーク機器	各学校に1式
無線ネットワーク機器	各教室、特別教室に1台

(2) ネットワーク回線評価(アセスメント)の実施

本市では、令和4年度にネットワーク回線評価を実施し、評価結果を基に対策済みですが、今後もネットワークに問題がないか注意を払い、問題がある場合にはすぐにネットワーク回線評価を実施することとします。

(3) 整備・更新計画

I C T機器		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	5年合計
校内ネットワーク機器更新	小中学校			パソコン教室Wi-Fi更新(15校)			
	経費			13百万円			13百万円
校内ネットワーク運用	小中学校	インターネット10G回線	インターネット10G回線	インターネット10G回線	インターネット10G回線	インターネット10G回線	
	経費	2百万円	2百万円	2百万円	2百万円	2百万円	10百万円
経費 計	一般財源	2百万円	2百万円	15百万円	2百万円	2百万円	23百万円
	補助金	-	-	-	-	-	-
	小計	2百万円	2百万円	15百万円	2百万円	2百万円	23百万円

比較文を使ったスピーキング課題に取り組む様子（課題は録音して提出）



3 - 3 - 3 校務DX推進（校務環境ICT整備事業）

現在、校務用パソコンを教職員1人に1台整備しているほか、財務会計システムについては市と同じシステムを使用することができる環境を整備するなど、学校・教育委員会双方での業務の効率化を図っており、これに必要な機器については適切な時期に更新していきます。

また、文部科学省は、令和5年に「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」を公表しました。このチェックリストに示されている項目に関して、実現できるよう対応していきます。

（１）整備内容

ICT機器	整備状況
校務用パソコン	教職員に1人1台
校務用サーバー（データ保管用サーバー含む）	データセンターに1式
財務会計システム用パソコン	各学校に3台 （校長、教頭、事務職員）

（２）GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリストへの対応方針

主なチェックリスト項目への対応方針は以下のとおりとします。

DX化対応項目	対応方針	対応時期
児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡	保護者連絡アプリの利用	令和6年度
保護者への配布物	保護者連絡アプリの利用	令和6年度
保護者への調査・アンケート	クラウドサービス (formsなど)の利用	対応済み
職員会議のペーパーレス化	クラウドサービス (teamsなど)の利用	令和6年度
長時間かかっていた作業の効率化 (教材やテスト問題、研修資料、保護者へのお知らせなど)	生成AIの校務利用	令和7年度
教育委員会からの通知、調査、回答	校務支援システムの利用	対応済み
校務のロケーションフリー化	リモート接続の利用	対応済み

(3) 整備・更新計画

I C T 機器		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	5年合計
校務用 パソコン運用	小中学校	賃貸借 修繕	賃貸借 修繕 win11対応	賃貸借 修繕	修繕		
	経費	15百万円	18百万円	7百万円	2百万円		42百万円
校務用 パソコン更新	小中学校		平成30年以前 購入分更新 (36台)			R3年度以前 購入分更新 (729台)	
	経費		10百万円			184百万円	194百万円
プリンタ更新	小中学校		更新 (15台)			更新 (32台)	
	経費		1百万円			2百万円	3百万円
校務用サーバ	小中学校			延長	延長	見直し	
	経費	57百万円	57百万円	60百万円	62百万円	84百万円	320百万円
財務会計用 パソコン更新	小中学校	—	一部更新 (15台)	一部更新 (15台)	一部更新 (15台)	—	
	経費		4百万円	4百万円	4百万円		12百万円
経費 計	一般財源	72百万円	90百万円	71百万円	68百万円	270百万円	571百万円
	補助金	-	-	-	-	-	-
	小計	72百万円	90百万円	71百万円	68百万円	270百万円	571百万円

3 - 3 - 4 校務支援システム（校務支援システム運用事業）

本市では、児童生徒の学習記録や生活記録といった教職員に必要な情報を共有し、きめ細やかな指導や評価につなげていくため、校務支援システムを整備しています。

現在、校務支援システムの県内共同化が決定しており、筑紫地区全域を含め、県内で合計約 30 団体が参加する意思を示しています。校務支援システムの共同化は教職員の異動時の負担軽減、働き方改革、市における調達・運用コスト削減などが期待できることから、本市においても校務支援システムの県内共同化に参加し、引き続き校務支援システムの利活用を推進していきます。

（１）整備内容

I C T 機器		利用状況
令和 6 年度	校務支援システム (継続使用)	本市単独利用
令和 7 年度以降	校務支援システム (県内共同化)	県内共同化

（２）整備・更新計画

I C T 機器		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	5 年合計
校務支援システムの更新	小中学校	単独利用	県内共同化				
	経費(現システム)	10百万円					10百万円
	経費(新システム)	25百万円	10百万円	10百万円	10百万円	10百万円	65百万円
経費 計	一般財源	35百万円	10百万円	10百万円	10百万円	10百万円	75百万円
	補助金	-	-	-	-	-	-
	小計	35百万円	10百万円	10百万円	10百万円	10百万円	75百万円

第4章 計画の推進体制

4-1 推進体制及び庁内連携

本計画を計画的に進めるためには、教育委員会が率先して計画を推進し、学校や市長部局と連携を密にしながら取り組む必要があります。

そのため、大野城市学校教育情報化推進検討委員会を組織し、本市が目指す教育の姿や、本計画に掲げた目指す学びの姿を基に、各種事業を計画及び評価し、下位計画である「実施計画・IT推進計画」にて具体化していきます。

なお、本計画の策定にあたっては、児童生徒及び教職員に実施したアンケートによって現場の声を把握し、大野城市学校教育情報化推進検討委員会のメンバー15名に加え、外部アドバイザー1名の計16名で検討・協議を重ね、策定を進めました。

令和6年

2月27日 ICTを活用した教育に関する児童生徒へのアンケート（2/27～3/24）

3月21日 ICTを活用した教育に関する教職員へのアンケート（3/21～3/29）

5月8日 学習環境における情報化の効果・課題検証アンケート（5/8～5/13）

8月21日 第1回大野城市学校教育情報化推進検討委員会

10月23日 第2回大野城市学校教育情報化推進検討委員会

令和7年

1月22日 第2次大野城市学校教育情報化推進計画 策定

大野城市学校教育情報化推進検討委員会			外部 アドバイザー
<市内小中学校>	<市長事務部局>	<教育委員会>	
・ 学校管理職 2名 ・ 一般教員 2名 ・ 特別支援学級教員 1名 ・ 事務職員 1名	・ 経営戦略課 1名 ・ デジタル推進課 1名 ・ 財政課 1名	・ 教育部長 ・ 教育支援課 ➢ 総括指導主事 ・ 教育振興課 ➢ 課長 ➢ 担当係長 ➢ 担当職員	+

アンケート実施・意見聴取



反映

ICTを活用した教育に関する児童生徒へのアンケート
ICTを活用した教育に関する教職員へのアンケート
学習環境における情報化の効果・課題検証アンケート

4-2 計画の進行管理

本計画を円滑かつ着実に推進するため、本計画に掲げた事業における進行状況を年次的に確認及び検証するとともに、ICTの活用による成果についても、市長部局や教育委員会に対し報告を行います。

また、国・県の動向を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを図り、PDCAサイクルを実行し継続的な進行管理を行います。

資料編

1 学習場面に応じた I C T活用事例

A 一斉学習	B 個別学習	
挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。	デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。	
A1 教員による教材の提示	B1 個に応じる学習	B2 調査活動
		
画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用	一人一人の習熟の程度等に応じた学習	インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録
B3 思考を深める学習	B4 表現・制作	B5 家庭学習
		
シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習	マルチメディアを用いた資料、作品の制作	情報端末の持ち帰りによる家庭学習

C 協働学習	
タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。	
C1 発表や話し合い	C2 協働での意見整理
	
グループや学級全体での発表・話し合い	複数の意見・考えを議論して整理
C3 協働制作	C4 学校の壁を越えた学習
	
グループでの分担、協働による作品の制作	遠隔地や海外の学校等との交流授業

文部科学省「I C Tを活用した指導方法～学びのイノベーション事業実証研究報告書」より～

2 ICT支援員の業務内容

種類	業務
授業支援	授業計画の作成支援
	教材作成
	ICT機器の準備
	ICT機器のメンテナンス
	操作支援
	学校行事などの支援
	障害トラブル対応
	ICT機器の片付け
	ICT機器活用事例の作成
	ICT機器の利活用状況把握
校務支援	学籍・出欠席管理の操作支援
	成績管理の操作支援
	名簿や各種資料作成支援
	時数管理、施設管理、サービス管理の操作支援
	教職員間の情報共有の操作支援
	家庭や地域への情報発信の操作支援
環境整備	日常的メンテナンス支援
	障害トラブル対応
	年次更新
	ソフトウェア更新
	運用ルール作成支援
	セキュリティポリシーの作成支援
校内研修	校内研修の企画支援
	校内研修の準備
	校内研修の実施
	校内研修の実施支援

3 現在の校務支援システムの主な機能

区分	機能
グループウェア	掲示板
	イントラメール
	アンケート・文書授受
	会議室
	書庫
	予定表
その他校務機能	学校日誌
	週案・時数管理
	出退勤管理
児童生徒情報管理 出欠・成績管理	学籍管理
	転出入・進学
	名簿作成
	出席簿
	成績算出处理
	成績一覧表
	通知表作成
	指導要録作成
	調査書作成
	成績カルテ
	学習管理
	日常所見
保健情報管理	健康診断
	保健室利用
	保健日誌